

(仮称)杉並区子ども・子育て支援事業計画の骨子(案)について

構成	主な記載事項	国の基本指針(概要) <参考資料ページ>	備考
1 計画の基本的考え方 (1)計画の目的	子ども・子育てを取り巻く社会環境の変化、区の子ども・子育て支援の取組状況などを記載。 子ども・子育て支援法の規定等を踏まえて計画を策定することを記載。	【別表第四 区市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項 <39ページ> 一 区市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。	
(2)計画の位置付け・期間	子ども・子育て支援法第61条に定める区市町村計画であり、区の上位計画である基本構想及び総合計画・実行計画並びに保健福祉計画との整合性等を考慮して策定することを記載。 計画期間は平成27～31年度(5年間)とすることや、改定時期の考え方を記載。	【第三 六 2 子ども・子育て支援事業計画の期間】<32ページ、33ページ> 子ども・子育て支援事業計画は、法の施行の日から5年を一期として作成することとする。 計画期間の中間年を目安として必要な場合には見直し(計画改定)を実施。	* 区は26年度内に、基本構想実現の道筋となる総合計画・実行計画を改定する予定。これに伴い、子ども・子育て支援を含む保健福祉分野の基幹的計画である保健福祉計画を同様に改定。 * 平成29年度に必要な見直しを実施。
2 区の子ども・子育てを取り巻く状況	人口、出生数等の推移のほか、主な子ども・子育て支援事業の実施状況やニーズ調査結果等を記載。		* 計画の前提となるデータ等を記載。
3 取組の基本的な方向	基本構想及び総合計画・実行計画並びに保健福祉計画との整合性等を考慮して、子ども・子育て支援に関する取組の基本的な方向等を記載。	【第一 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義】<4ページ> 地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させる必要がある。当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと等に留意することが重要である。	* 改定後の総合計画・実行計画並びに保健福祉計画に盛り込む子ども・子育て支援の取組の基本的な方向性や指標と整合させるとともに、上位計画との重複は可能な限り避け、全体として区民に分かりやすい計画とすることが必要。
4 就学前の教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保策	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)」の事業内容を記載。 区域設定の考え方を記載。 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、ニーズ調査結果を踏まえた各年度の量の見込み及びそれに基づく確保策等を記載。	【別表第一 区市町村子ども・子育て支援事業計画必須記載事項】<36ページ> 一 教育・保育提供区域の設定 二 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 三 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 四 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	* 必須記載事項以外の項目は、基本的に保健福祉計画に包含して計画化。 * 区域設定については、資料4を参照。 * 量の見込みについては、資料5・6を参照。
5 計画の推進に向けて	計画の推進に向け、子ども・子育て会議において、毎年度の点検・評価を実施すること等を記載。	【第三 六 2 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検・評価】<32ページ> 区市町村は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。	

